

事務所だより

第133号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

複数事業労働者の労災補償

今年九月一日より複数事業労働者に対する労働災害の保険給付が改正されました。施行にあたって経過措置が設けられており、二〇二〇年九月一日以後に発生した傷病等についてのみ対象となります。

二〇二〇年八月三十一日以前に発生した傷病等については、従来どおり改正前の制度により労災保険給付が行われます。

改正の対象者

今回の改正制度の対象となるのは「複数事業労働者」の方です。一つの事業場だけで働く方の労災保険給付は変更はありません。

「複数事業労働者」とは、業務や通勤が原因でけがや病気などになったり死亡した時点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者の方をいいます。

また、被災した時点で複数の会社について労働契約関係がない場合であっても、その原因や要因となる事由が発生した時点で、複数の会社と労働契約関係であった場合には「複数事業労働者に類する者」として、改正制度の対象となります。

次に該当するときは、特別加入者も対象者になります。

・一つの会社と労働契約関係にあり、他の就業について特別加入している方

・複数の就業について特別加入をしている方

改正の内容

改正内容は次の点です。

①複数事業労働者の方への保険給付が、全ての働いている会社の賃金額を基礎に支払われるようになりました。

保険給付額の算定方法の変更がされるのは、給付基礎日

額を使用して保険給付額を決定する給付（別表1参照）です。

②複数の会社等の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災認定を判断するようになります。今回の改正によって、新しく複数の事業の業務を要因とする傷病等（負傷、疾病、障害又は死亡）についても、労災保険給付の対象となります。新しく支給事由となるこの災害を「複数業務要因災害」といいます。対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

（別表1）

給付等の種類
休業補償給付、休業給付、複数事業労働者休業給付
障害補償給付、障害給付、複数事業労働者障害給付
遺族補償給付、遺族給付、複数事業労働者遺族給付
葬祭料、葬祭給付、複数事業労働者葬祭給付
傷病補償年金、傷病年金、複数事業労働者傷病年金
社会復帰促進等事業として行われる特別支給金

（別表2）

新設された保険給付
複数事業労働者休業給付
複数事業労働者療養給付
複数事業労働者障害給付
複数事業労働者遺族給付
複数事業労働者葬祭給付
複数事業労働者傷病年金
複数事業労働者介護給付

なお、この場合であっても、全ての就業先の事業場の賃金額を合算した額を基礎に保険給付されます。

複数事業労働者の方については、一つの事業場のみの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場等の業務上の負荷を総合的に評価して労災認定できるか判断します。これにより、労災認定されるときには、「複数業務要因災害」を支給事由とする各種保険給付（別表2参照）が支給されます。

なお、一つの事業場のみの業務上の負荷を評価するだけで労災認定の判断ができる場合は、これまでどおり「業務災害」として、業務災害に係る各種保険給付が支給されます。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

十月は年休取得促進期間

年次有給休暇取得促進期

厚生労働省では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進するため、毎年十月を「年次有給休暇取得促進期間」として、広報活動が行われています。

促進に向けた工夫を

例えば、労働者個人がしっ

かり仕事をすることは重要ですが、労働者の業務の進行状況等について、所属長（課長など）のほかに同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことで、当該労働者が休暇で不在となっても業務が回るように取り組んではいかがでしょうか。

公休にプラス一日

働き方・休み方を変える第一歩として、公休日・年次有給休暇を一日組み合わせて連



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

新しい働き方・休み方が始まっています。

新しい働き方・休み方を実践する第一歩として「年次有給休暇の計画的付与制度」の導入を！
年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば、休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト: <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方の新しいスタイル



続休暇とする『プラスワン休暇』が推奨されています。

例えば、土日や祝日が公休日の企業では、前後のいずれかの日に年次有給休暇を取得させると、最大連続四日の休みになります。

年次有給休暇付与計画表による個人別付与を活用すると、休暇の分散化にも効果的です。

『全国労働衛生週間』です

七十一回目の全国衛生週間

令和二年度全国労働衛生週間で、九月一日から九月三十日まで準備期間として取り組んできました。

十月一日から十月七日までの本週間は、今年度のスローガンをもとに、事業場での労働衛生意識の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に健康づくりに取り組んでいきたいと思います。

『みなおして 職場の環境からだの健康』

全国労働衛生週間に実施する事項

- 一、事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 二、労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 三、労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 四、有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 五、労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

十月の労務手続 「提出先・納付先」

一日～七日

○全国労働衛生週間実施期間

十二日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

十一月二日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、七月～九月

分）

「労働基準監督署」

○労働保険料の納付（延納第二期分）（口座振替を利用しない場合）

「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

給与前払いサービス提供についての厚生労働省の回答を入手しました。労基法第二十四条（賃金直接払いの原則）には違反していないとのことです。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail : fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>